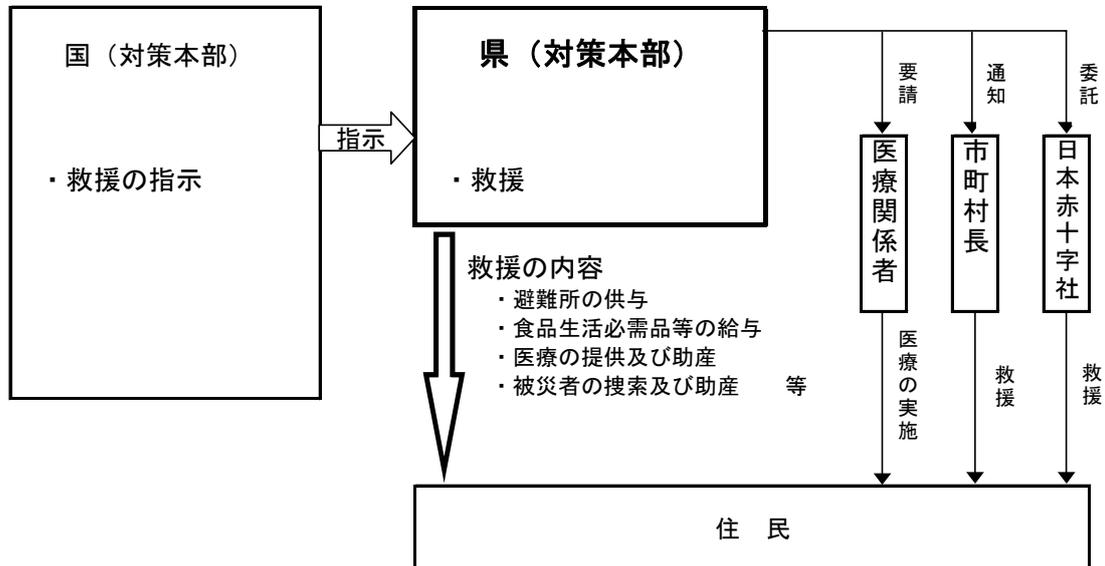


## 第5章 救援

### 【救援の流れ】



### 1 救援の実施

#### (1) 救援の実施

ア 知事は、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、救援を行う。

イ 知事は、その事態に照らし緊急を要し、救援の指示を待ついとまがないと認めるときは、救援の指示を待たずに救援を行う。

ウ 知事は、国の対策本部長による指示について、直ちに、横浜市長及び川崎市長に通知する。

#### (2) 救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととする

知事は、救援を迅速に行うため必要があると認め、知事の権限に属する救援の事務の一部を市町村長（指定都市の長を除く。以下この章において同じ。）が行うこととする場合には、当該市町村長に対し、当該市町村長が行う事務の内容及び期間を通知するとともに、公示する。

また、知事は、当該事務の実施に関し必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、所要の救援に関する措置を講ずべきことを指示する。

#### (3) 日本赤十字社への委託

知事は、救援又はその応援の実施に関し、必要な事項を日本赤十字社に委託する。この場合において、知事は、災害救助法における実務に準じた手続により委託を行う。

#### (4) 指定都市との情報の共有

県は、指定都市が県と同様の立場で救援を行うことから、指定都市との間で救援の活動内容について情報の共有を図る。

## 2 関係機関との連携

### (1) 国への要請等

知事は、救援を実施するため必要があると認めるときは、国に対して支援を求める。この場合において、具体的な支援内容を示して行う。

また、知事は、厚生労働大臣から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。

### (2) 他の都道府県知事に対する応援の求め

知事は、救援を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県知事に応援を求める。この場合において、応援を求める都道府県との間であらかじめ相互応援協定等が締結されているときは、応援を求める際の活動の調整や手続については、その相互応援協定等に基づき行う。

### (3) 緊急物資の運送の求め

知事が運送事業に係る指定公共機関又は指定地方公共機関等に対し、緊急物資の運送を求めるときは、避難住民の運送の求めに準じて行う。

### (4) 指定地方公共機関による緊急物資の運送の実施

指定地方公共機関による緊急物資の運送については、避難住民の運送に準じて行うものとする。

## 3 救援の内容

知事は、市町村長の補助を得て、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき、次に掲げる救援を行う。

なお、県は、高齢者、障害者、乳幼児その他の救援の実施に際し援護を要する者に対して、適切に救援を実施できるよう十分配慮する。あわせて、救援の実施に当たっては、男女のニーズの違いにも配慮する。

### (1) 避難所の供与

#### ア 避難所の開設場所

県は、市町村と調整の上、避難所を開設する場所を決定する。また、市町村と連携し、避難所を開設する。

#### イ 避難所の周知

県は、避難所を開設したときは、市町村を通じて速やかに地域住民に周知するとともに、県警察、第三管区海上保安本部、自衛隊等関係機関に連絡する。

#### ウ 避難所の運営管理

(ア) 県は、市町村と連携し、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者、県職員及び市町村職員で構成する避難所運営委員会を設置し、避難所の運営を行う。避難所の運営に当たっては、避難住民等に対する給水、給食措置などが円滑に実施できるよう努めるとともに、避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等について、避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるよう努める。

(イ) 県及び市町村は、避難住民等の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。また、プライバシーの確保等に配慮する。

(ウ) 県は、市町村と連携し、避難場所及び避難所内における混乱の防止、秩序保持等、避難住民等の収容及び救援対策が安全適切に行われるよう努める。

(エ) 県は、市町村との協力の下、避難所において救援活動を行うボランティアの適切な受入れについて、日本赤十字社、神奈川県社会福祉協議会等と連携して対応するよう努める。

(2) 応急仮設住宅等の供与、住宅の応急修理

ア 応急仮設住宅等の供与、住宅の応急修理

県は、必要があるときは、市町村と連携し、関係団体との協定に基づき、応急仮設住宅等の建設又は住宅の応急修理を実施する。なお、知事は、武力攻撃災害の被災地における応急仮設住宅等の建設に当たっては、用地の安全確認のため、必要に応じて、自衛隊等関係機関に対し不発弾の除去等を要請する。

イ 資機材の調達

県は、応急仮設住宅等の建設及び住宅の応急修理に必要な資機材を関係団体との協定に基づき速やかに調達する。その上で、なお資機材が不足する場合、知事は、他の都道府県知事や国にその調達を要請する。

ウ 応急仮設住宅等への入居者募集

県は、市町村の協力の下、応急仮設住宅等への入居者の募集を行う。この場合において、要援護者の入居に十分に配慮する。

エ 公営住宅等への一時入居

県及び県住宅供給公社は、避難住民等の一時入居のため、それぞれがその管理する公営住宅等の空家住宅を積極的に活用する。

また、市町村は、その管理する公営住宅の空家住宅を積極的に活用するよう努めるものとする。

オ 民間アパート等の活用

県は、民間アパート、企業住宅、保養所等の民間所有施設の管理者に対して、避難住民等の一時入居について協力を要請する。

(3) 食品の給与及び飲料水の供給

ア 飲料水の供給活動

(ア) 県は、市町村の水道事業者に対して、応急給水についての指示及び連絡調整を行うとともに、応急給水用飲料水の衛生指導を行う。

(イ) 県は、県営水道について、応急飲料水の確保に努め、指定配水池における応急給水を支援する。

(ウ) 県は、市町村と連携し、応急給水を行う。

(エ) 知事は、応急飲料水の確保が困難な場合は、国等に支援を要請するとともに、必要に応じて、防衛庁長官に対し自衛隊の部隊等の派遣による給水等を要請する。

イ 応急飲料水以外の生活用水の供給

県及び市町村は、飲料水以外の生活用水についても、必要最小限の範囲で確保及び供給に努める。

ウ 食品の調達・集積・配分・供給活動

(ア) 県は、市町村と連携し、避難住民等の人数等を把握し、食品の必要量の見積り

を行う。

(イ) 県は、次の関係団体に要請等を行うことにより、食品の調達を行う。

- ・ 応急物資の取扱いに関する協定を締結している米穀届出販売事業者、応急食糧の調達協力企業、団体・・・保有米
- ・ 応急物資の取扱いに関する協定を締結している企業及び団体、応急食糧の調達協力企業及び団体・・・パン、即席麺、粉ミルク等、米以外の食品

(ウ) 知事は、調達が困難な場合は、関東農政局神奈川農政事務所に対し政府所有米穀等の販売を依頼するなど、国等に支援を要請する。また、必要に応じて、防衛庁長官に対し自衛隊の部隊等の派遣による炊飯等を要請する。

(エ) 県は、県総合防災センター及び広域防災活動拠点に主要食品等を集積し、市町村に配分する。

(オ) 県は、市町村と連携し、備蓄食糧、広域応援協定等により調達した食品等を避難住民等に対し供給する。

#### (4) 生活必需品の給与又は貸与

ア 県は、市町村と連携し、避難住民等の人数等を把握し、生活必需品の必要量の見積りを行う。

イ 県は、次により、生活必需品の調達を行う。

(ア) 生活必需物資の調達に関する協定を締結している販売業者及びLPガスの調達に関する協定を締結している関係団体に対して、生活必需品の調達を要請する。

(イ) 災害時における県民生活の安定に関する基本協定を締結している関係団体に対して、情報の提供及び必要な要請を行う。

ウ 知事は、調達が困難な場合は、国等に支援を要請する。

エ 県は、県総合防災センター及び広域防災活動拠点に生活必需品を集積し、市町村に配分する。

オ 県は、市町村と連携し、備蓄生活必需品及び広域応援協定等により調達した生活必需品を避難住民等に供給する。

#### (5) 医療の提供及び助産

ア 医療機関による医療救護活動

(ア) 県は、県対策本部内に医療救護本部を設置し、医療救護に関する窓口の一元化を図るとともに、県立病院において医療救護活動を行うほか、医療機関等に協力を要請して医療救護活動を行う。

(イ) 災害医療拠点病院をはじめとする医療機関は、備蓄医療資材、医薬品等を活用し、地域における医療救護活動に努めるものとする。また、国立病院機構及び日本赤十字社は、国立病院機構病院、日赤病院等において医療救護活動を行うものとする。

(ウ) 県は、被災地の医療機関の応援要請情報や支援情報を広域災害・救急医療情報システムにより、速やかに収集・交換することにより効果的な医療救護活動を確保し、必要に応じ被災地域以外の医療機関等に協力を求める。

(エ) 県及び消防機関は、救急患者の搬送に際し、救命情報システムによる情報連絡体制を確保し、必要に応じ被災地域以外の医療機関等に協力を求める。

(オ) 県は、必要に応じ、国、国立病院機構及び日本赤十字社に被災地・避難先地域以外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。

(カ) 県は、国、近隣都県等と連携協力し、航空機等を活用して重篤患者の迅速な広域医療搬送を確保する。

(キ) 被災医療機関は、医療施設、医療設備の応急復旧を実施し、必要に応じライフライン（電気・ガス等の生活生命線）事業者等に迅速な応急復旧を要請するものとする。

(ク) 県及び市町村は、傷病者の輸送拠点におけるトリアージ（傷病者の治療優先順位を決定すること）、救急措置等を行うために救護班を確保する。

#### イ 救護所の設置

(ア) 県及び市町村は、救護所を設置し、救護活動を行う。

(イ) 知事は、必要に応じて、国の対策本部長に対し、救護班の派遣を要請する。

#### (6) 被災者の捜索及び救出

県は、市町村、県警察、消防機関等と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索及び救出を実施する。

#### (7) 埋葬及び火葬

県は、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ迅速に収集し、情報提供を行うなど、市町村の行う遺体の埋葬及び火葬に係る業務が円滑に行われるよう支援する。

市町村は、神奈川県広域火葬計画に基づき、遺体の処理を進めるため、棺の調達、遺体の搬送、火葬、埋葬等の手配を行うとともに、県及び県警察と協力し、身元の確認、遺族等への遺体の引渡しを実施するものとする。

#### (8) 電話その他の通信設備の提供

県は、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難住民等に対して、電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を確保する。

#### (9) 学用品の給与

県及び市町村は、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童及び生徒に対し、教科書、文房具、通学用品を給与する。

#### (10) 死体の捜索及び処理

##### ア 死体の捜索

県は、市町村、所轄警察署等と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ、既に死亡していると推定される者を捜索するとともに、捜索によらずに死体が発見されたときに、死体を発見した者が直ちに所轄警察署又は直近の警察官にその旨を通報するよう、広報を行う。

##### イ 死体の処理

(ア) 県は、市町村と連携し、武力攻撃災害時には死体収容・安置施設を直ちに開設する。また、捜索により収容された死体をその死体収容・安置施設へ搬送する。

(イ) 県は、市町村と連携し、また、所轄警察署、地元自治会及び町内会等の協力を

得て、死体の身元確認と身元引受人の発見に努める。

(ウ)所轄警察署は、見分・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった死体を遺族又は関係者に引渡し、身元が確認できない死体を市町村に引渡すものとする。この際、市町村及び所轄警察署は、死体の引渡し作業を協力して行う。

県は、市町村と連携し、検案終了後に必要に応じて死体の洗浄、縫合、消毒等の措置を行う。

(エ)市町村は、身元の確認ができず警察から引渡された死体については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）及び行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）により処理するものとする。

(11)武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

県は、市町村と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれが無くなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して除去を実施する。

#### 4 医療活動を実施する際に特に留意すべき事項

県は、核攻撃等又は武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、次に掲げる点に留意して医療活動を実施する。

(1)核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

ア 救護班を編成し、緊急被ばく医療活動を行う場合、国等の支援、指導の下に、被ばく線量計による管理を行うなどの防護措置を講ずる。

イ 内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導の下、トリアージ（傷病者の治療優先順位を決定すること）や汚染・被ばくの程度に応じた医療を実施する。

(2)生物剤による攻撃の場合の医療活動

ア 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者が発生した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）の枠組みに従い、必要に応じて感染症指定医療機関等への患者の移送及び入院措置を行う。また、医療関係者に対してワクチン接種を行うなどの防護措置を講ずる。

イ 国からの協力要請に応じて、国等の支援、指導の下に救護班を編成し、医療活動を実施する。

(3)化学剤による攻撃の場合の医療活動

国からの協力要請に応じて、国等の支援、指導の下に救護班を編成し、医療活動を実施する。

#### 5 救援の際の物資の売渡し要請等

知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の要請等を行うことができる。

なお、知事は、これらの要請等を行うに当たっては、措置を実施するために必要最小限のものに限るとともに、公正かつ適正な手続の下に行う。

(1) 要請等の内容

ア 物資の売渡し要請等

(ア)知事は、救援を行うため必要があるときは、救援の実施に必要な医薬品等の物資であつて、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。この場合において、所有者が正当な理由なく応じないときは、特に必要があるときに限り、当該特定物資を収用することができる。

(イ)知事は、特定物資を確保するため緊急の必要があるときは、特定物資の保管を命ずることができる。

(ウ)知事は、救援を行うため必要があるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、特定物資の確保を要請する。

イ 土地等の使用

知事は、避難住民等に収容施設を供与し、又は臨時の医療施設を開設するため必要があるときは、所有者及び占有者の同意を得て、土地、家屋又は物資（以下「土地等」という。）を使用することができる。この場合において、所有者等が正当な理由なく同意しないとき又は所有者等の所在が不明のときは、特に必要があるときに限り、同意を得ないで土地等を使用することができる。

ウ 医療の実施の要請

知事は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において必要があると認めるときは、医師、看護師その他の医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を書面で示し、医療を行うよう要請することができる。この場合において、医療関係者が正当な理由なく要請に応じないときは、特に必要があるときに限り、医療を行うよう指示することができる。

(2) 公用令書の交付

知事は、特定物資の収用若しくは保管命令又は土地等の使用を行うときは、公用令書を交付して行う。ただし、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合は、事後に交付する。

(3) 立入検査

知事は、特定物資の収用若しくは保管命令又は土地等の使用を行うために必要があるときは、その職員に特定物資の保管場所等や土地等に立ち入り、特定物資や土地等の状況を検査させることができる。この場合において、当該措置を行う職員は、身分証明書を携帯し、請求があるときは、これを提示しなければならない。

(4) 要請等に応じて医療を行う者の安全確保

知事は、医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

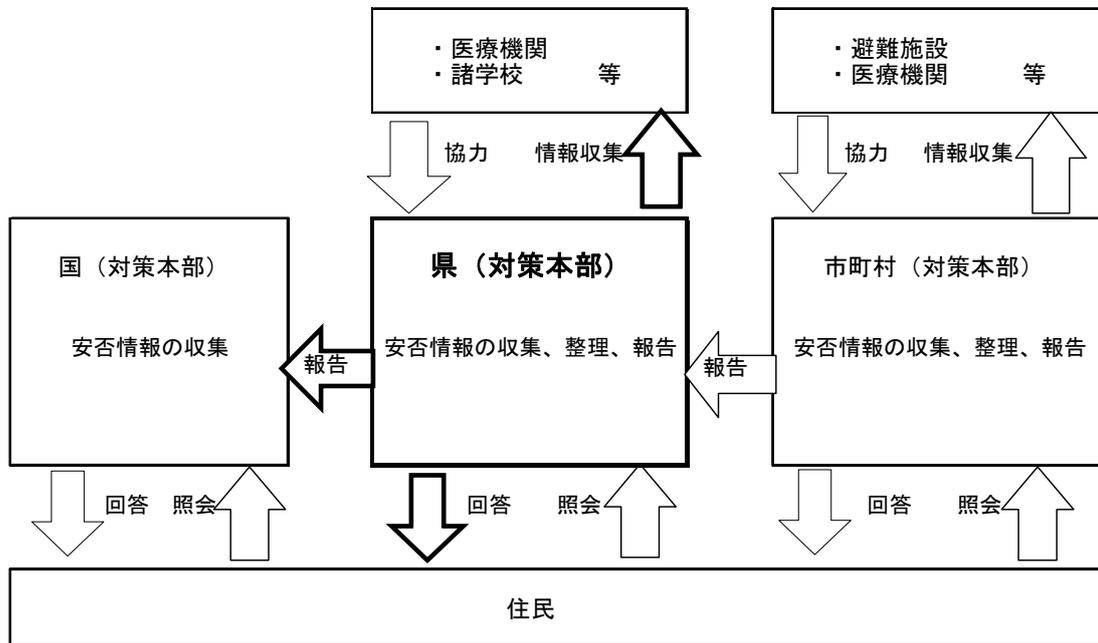
(5) 市町村における物資の売渡し要請等

市町村長は、市町村長が行うこととされた救援に関する措置の実施に必要な範囲で、

(1)に掲げた措置を講ずることができるが、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ講ずることができることに留意するものとする。

## 第6章 安否情報の収集及び提供

### 【安否情報の流れ】



#### 1 安否情報の収集

##### (1) 安否情報の収集

知事は、県が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

##### (2) 県警察の通知

県警察は、死体の見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、県対策本部に通知する。

##### (3) 安否情報収集の協力要請

知事は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の収集への協力を行うよう要請する。この場合において、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

##### (4) 安否情報の整理

知事は、市町村から報告を受けた安否情報及び県が収集した安否情報を整理する。この場合において、重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。

#### 2 総務大臣に対する報告

知事は、総務大臣への報告に当たっては、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号に必要な事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで消防庁に送付す

る。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などにより報告を行う。

### 3 安否情報の提供

#### (1) 安否情報の照会の受付

ア 県は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、県対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 県は、住民からの安否情報の照会について、原則として県対策本部に設置する窓口にて、安否情報省令に規定する様式第2号に必要な事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができないときは、照会に係る者を特定するために必要な事項の聴取などを行った上で、口頭や電話、電子メールなどによる照会も受け付ける。

#### (2) 安否情報の回答

ア 県は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、かつ、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第3条に規定する様式第3号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 県は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第3号により回答する。

ウ 県は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

#### (3) 個人情報の保護への配慮

ア 県は、安否情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に留意し、データの管理を徹底する。

イ 県は、安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、あらかじめ定める安否情報回答責任者が判断する。

### 4 日本赤十字社に対する協力

県は、日本赤十字社の要請があったときは、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。この場合において、個人情報の保護に配慮する。

### 5 市町村における安否情報の収集及び提供

#### (1) 安否情報の収集及び報告

市町村長は、住民の安否情報を収集し、整理するよう努めるとともに、これを適時に知事に報告するものとする。

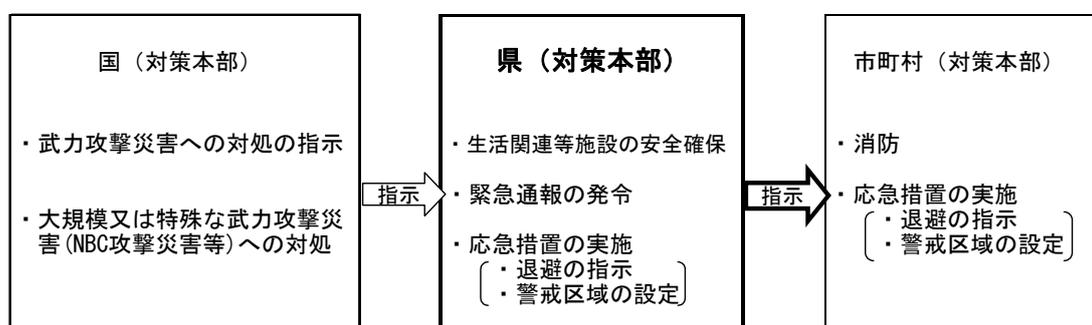
(2) 安否情報の提供

ア 市町村は、安否情報の照会を受けた場合、当該照会が不当な目的によるものではなく、かつ、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第3条に規定する様式第3号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かを回答するものとする。

イ 市町村は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会しようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第3号により回答するものとする。回答に当たっては、これらの項目のうち、必要最小限の情報を回答するものとする。

## 第7章 武力攻撃災害への対処

### 【武力攻撃災害への対処の流れ】



### 第1 武力攻撃災害への対処

#### 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

##### (1) 武力攻撃災害への対処

知事は、国の対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

##### (2) 国の対策本部長への措置要請

知事は、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を実施するため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、国の対策本部長に対し、必要な措置の実施を要請する。

##### (3) 対処に当たる職員の安全の確保

県は、武力攻撃災害への対処に当たる職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

#### 2 武力攻撃災害の兆候の通報

##### (1) 武力攻撃災害の兆候の通報

知事は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員等からの通報又は市町村長からの当該兆候の通知を受けた場合、県警察の協力を得て、当該兆候について事実関係の確認を行い、必要があると認めるときは、適時に、国の対策本部長に通知するとともに、必要な関係機関に対し通知する。

##### (2) 市町村長による武力攻撃災害の兆候の通知

市町村長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者等からの通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかに、知事に通知するものとする。

### 3 生活関連等施設の安全確保

知事は、生活関連等施設が、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設であることにかんがみ、その安全確保について必要な措置を講ずる。

#### (1) 生活関連等施設の状況の把握

県は、県対策本部を設置した場合においては、関係機関及び生活関連等施設の管理者との連絡体制を確保する。

知事は、県内の生活関連等施設について、警報、避難措置の指示の内容その他の情報を踏まえて、各施設の安全に関連する情報、対応状況等について、当該施設の管理者、所管省庁、県警察、海上保安部等関係機関と協力し、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。この場合において、安全確保の留意点に基づき、所要の措置が講じられているか否かについて確認をする。

#### (2) 施設管理者に対する措置の要請

知事は、情報収集の結果に基づき、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、施設の管理者に対して、安全確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。この場合において、県は、安全確保のために必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を、当該施設の管理者に対し随時十分に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分に配慮する。

県警察は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも同様とする。

#### (3) 県が管理する施設の安全の確保

県は、県が管理する生活関連等施設について、施設管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。この場合において、県警察、消防機関その他の関係機関に対し、必要な支援を求める。

また、県は、生活関連等施設以外の県が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、警備の強化等の措置を講ずる。

#### (4) 立入制限区域の指定の要請

知事は、安全確保のため必要があると認めるときは、県公安委員会又は海上保安部長等に対し、立入制限区域の指定を要請する。この場合において、ダム、原子力事業所、大規模な危険物質等取扱所については、速やかに要請するものとし、発電所、駅、空港等については、情勢により施設が何らかの攻撃を受ける可能性があるとは判断される場合など危険が切迫している場合において、速やかに要請する。

県公安委員会は、知事から要請があったとき又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定する。立入制限区域として指定したときは、速やかに当該施設の管理者に通知する。

この場合において、県公安委員会は、県の公報や新聞への掲載、テレビ、ラジオ等

を通じた発表等により公示するとともに、現場においては、警察官が可能な限り、ロープ、標示の設置等によりその範囲、期間等を明らかにする。

(5) 国の対策本部長への措置要請

知事は、武力攻撃災害が著しく大規模である場合やその性質が特殊であるような場合、国の対策本部長に対して、必要な措置の実施を要請する。

(6) 国の方針を踏まえた措置の実施

知事は、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して措置を講ずる場合には、内閣総理大臣の基本的な方針を踏まえ、国と連携して、周辺住民の避難等の措置を講ずる。

(7) 市町村が管理する生活関連等施設の安全の確保

市町村長は、市町村が管理する生活関連等施設について、施設管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を講ずるものとする。

#### 4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

知事は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急の必要があり、措置の実施が必要であると判断するときは、国民保護法施行令で定める区分に応じ、危険物質等の取扱者に対し、次の措置を講ずべきことを命ずる。

- ・ 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- ・ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- ・ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況の報告

知事は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、(1)に掲げた措置を講ずるために必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、管理の状況について報告を求める。

**【知事が命ずることのできる措置及びその根拠法令】**

- ・ 措置の種類
  - 1号 取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
  - 2号 製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
  - 3号 所在場所の変更又はその廃棄

物質の種類	区分	措置		
		1号	2号	3号
消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項の危険物(同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。)	消防法第11条第1項第1号の消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)又は移送取扱所(二以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。)において貯蔵し、又は取り扱うもの	消防法第12条の3	国民保護法第103条	

物質の種類	区分	措置		
		1号	2号	3号
毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）	毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（都道府県知事が当該登録の権限を有する場合）	国民保護法第103条		
	毒物及び劇物取締法第3条の2第1項の特定毒物研究者又は前条第2号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの			
火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項の火薬類	製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。	火薬類取締法第45条		
	製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。			
	火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。			
	火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。			
高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条の高圧ガス（同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。）	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第6条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第37条の4第3項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。	高圧ガス保安法第39条		

物質の種類	区分	措置		
		1号	2号	3号
	<p>第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス法第37条の4第3項の充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。</p> <p>高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。</p>			
薬事法（昭和35年法律第145号）第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）	薬事法施行令第15条の4の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの	国民保護法第103条		
<p>備考 1 この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第7号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。</p> <p>2 自動車、軽車両（原動機付き自転車を含む。）その他による運搬又は火薬類取締法第50条の2第1項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、県公安委員会が命ずることのできる措置である。</p>				

## 第2 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害等への対処

### 1 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害等への対処

県は、特別防災区域内の特定事業所等に対して、防災の施設、設備、資機材等について、武力攻撃災害への対処にも活用できるよう、適切に維持管理するよう平素から指導・助言を行う。

また、県は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、県石油コンビナート等防災計画に定めるところにより措置を行うことを基本とし、発災後速やかに石油コンビナート等現地防災本部（以下「現地本部」という。）の設置等必要な体制をとり、併せて生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置を講ずる。

なお、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処について、県等が実施する措置は次のとおりである。

#### (1) 基本的考え方

特別防災区域に係る危険物等による火災、爆発、石油等の漏洩若しくは流出等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の発生及び拡大を防止するため、県、関係市及び関係機関並びに特定事業所等は、相互に協力して一体的な体制を確立し、災害の防御等応急対策を的確かつ迅速に実施する。

#### (2) 災害発生時の連絡又は報告

ア 特定事業所等においてその事業の実施を総括管理する者は、火災、爆発、石油等の漏洩若しくは流出等の災害の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちにその旨を消防機関に連絡することとされている。

イ 災害の通報を受けた消防機関の長は、直ちにその旨を市長に報告するとともに、知事及び石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）並びに県警察及び海上保安部等に連絡するものとする。

#### (3) 応急活動体制

ア 防災本部の本部長（知事）は、防災本部員の招集又は関係機関の本部連絡員の派遣を要請して、防災本部において活動の統一的運営を図る。防災本部は、災害等に関する情報の収集、関係機関の連絡調整、応急対策の実施に関する必要な指示等を行う。

イ 関係市長は、特別防災区域に係る大規模な災害の発生等緊急の必要がある場合に迅速な対応を図るため、当該市に現地本部を設置することができる。現地本部は、コンビナート災害等から地域住民を保護するため、現地本部長（市長）を中心として二次災害防止も含め、現地の状況に即応した応急対策活動を行うものとする。

#### (4) 通信の確保

特別防災区域に係る災害発生時における関係機関等の相互通信連絡手段の確保を図るため、県及び関係市並びに特定事業所等に整備した県石油コンビナート等防災相互無線や、県及び特定事業所等に整備したFAX一斉同報システムを有効に活用する。

#### (5) 特定事業所等における防御活動

特別防災区域における危険物施設、高圧ガス施設その他の施設において火災、爆発、

漏洩等の災害が発生した場合、特定事業所等による次の防御活動により地域住民等の安全を確保することとされている。

ア 緊急措置

特定事業所等は、災害の拡大及び二次的災害の発生を防止するため、災害態様に  
応じた装置の運転停止や危険物、ガス等の供給停止等緊急措置を行うこととされて  
いる。

イ 警戒措置

特定事業所等は、特別防災区域で武力攻撃災害が発生した場合、災害を防止する  
ため、保有施設に応じた施設の巡回点検、危険物等の移動・抜き取り等警戒措置を  
行うこととされている。

ウ 災害の防御活動

特定事業所等は、災害の鎮圧を図るために、防災資機材等を活用して災害防御活  
動を行うこととされている。

また、自衛消防隊は、消防機関到着と同時にその指揮下に入り、共同して災害の  
鎮圧に全力をあげることとされている。

エ 災害の拡大防止措置

特定事業所等は、災害の拡大防止を図るため、災害の態様に  
応じた防止措置を行うこととされている。

オ 災害防御活動への協力

特定事業所等は、自らの事業所の安全確保を前提に、関係機関及び災害発生事業  
所等の行う防御活動に積極的に協力するとともに、事業所施設である広場等を避難  
場所等として開放するなど、地域の一員としての災害防御活動に努めることとされ  
ている。

カ 特定事業所の相互連携

特定事業所は、当該特定事業所の所在する特別防災区域において生じた災害の拡  
大の防止に関し、他の事業者と協力し、相互に一体となつて必要な措置を講ずるこ  
ととされている。

(6) 特定事業所に従事する者の安全確保

県は、措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を、特定事業所等の管理者  
に対し、随時十分に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事す  
る者等の安全の確保に十分に配慮する。

## 2 武力攻撃原子力災害への対処

県は、原子力事業所が武力攻撃災害を受けた場合、次に掲げる措置を講ずる。また、  
併せて生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置を講ずる。

(1) 地域防災計画（原子力災害対策編）等に準じた措置の実施

県は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処及び武  
力攻撃に伴う原子力艦の原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則  
として、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を実施  
する。

(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

ア 知事は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力事業所から受けたとき又は指定行政機関の長から通知を受けたときは、周辺市町村長及び指定地方公共機関に連絡する。

イ 知事は、モニタリングポスト（放射線観測装置）による把握及び消防機関、県警察等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者及び指定行政機関の長より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にもその内容を確認するとともに、その旨を次に掲げる指定行政機関の長に通報し、受信確認を行う。

- ・ 実用発電用原子炉等にあつては、経済産業大臣（事業所外運搬に起因する場合にあつては、経済産業大臣及び国土交通大臣）

- ・ 試験研究用原子炉等にあつては、文部科学大臣（事業所外運搬に起因する場合にあつては、文部科学大臣及び国土交通大臣）

ウ 知事は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、その通知を受けた場合には、警報の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

エ 県は、国の対策本部長の指示に基づき、応急対策を行うとともに、知事は、必要に応じ、市町村長に対して、所要の応急対策を講ずべき旨の指示を行う。

(3) モニタリングの実施

ア 県は、通報を受けたときは、平時の原子力災害のための平常時モニタリング（監視、観測）を強化し、その結果を取りまとめ、国の対策本部、文部科学省、経済産業省及び国土交通省（さらに国の現地対策本部が設置された場合は国の現地対策本部）に連絡するとともに、平時の原子力災害のための緊急時モニタリング計画を踏まえ、緊急時モニタリングに必要な準備を直ちに行う。

イ 県は、公示の発出後においては、関係機関からの情報を含む緊急時モニタリングの結果を取りまとめ、オフサイトセンター（原子力災害時に応急対策の拠点となる施設）等に派遣した職員に対し連絡する。

ウ 県は、原子力事業者から定期的に連絡された施設等からの放射性物質等の放出状況及び放出見通し等の情報の整理を行う。

(4) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

ア 県は、国の現地対策本部長が主導的に運営する武力攻撃原子力災害合同対策協議会に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。

イ 県は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング（監視、観測）結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、応急対策等について必要な調整を実施するとともに、現地に派遣された専門家等から必要な助言を受ける。

(5) 国への措置命令の要請等

知事は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、関係する指定行政機関の長に対して、必要

な措置を講ずべきことを命令するよう要請する。

また、知事は、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者に対して安全確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。

(6) 安定ヨウ素剤の服用指示

知事は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、関係市町村と連携して、住民に服用を指示するほか、事態の状況により、その判断に基づき服用すべき時機の指示その他の必要な措置を講ずる。

(7) 食料品等による被ばくの防止

知事は、国の対策本部長の指示又は厚生労働大臣、農林水産大臣等の助言に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等を行う。この場合において、食料品等の安全性が確認された後は、その安全性についての広報を実施して、流通等への影響に配慮する。

(8) 要員の安全の確保

県は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に十分に配慮する。

(9) 市町村における武力攻撃原子力災害への対処

市町村は、武力攻撃原子力災害への対処及び武力攻撃に伴う原子力艦の原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、地域防災計画（原子力災害対策）の定めと同様の措置を実施することを原則とする。なお、武力攻撃原子力災害の特殊性にかんがみ、特に活動体制の整備及び確立、モニタリング（監視、観測）の実施等に留意するものとする。

### 3 NBC攻撃による災害への対処

県は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、特に、対処の現場における初動的な応急措置を次のとおり講ずる。

(1) 応急措置の実施

ア 知事は、NBC攻撃が行われた場合において、その被害状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。

イ 知事は、NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

ウ 県警察は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

(2) 国の方針を踏まえた措置の実施

知事は、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して汚染拡大防止のための措置を講ずる場合には、内閣総理大臣の基本的な方針を踏まえ、必要な措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

知事は、県対策本部において、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、市町村、消防機関及び県警察からの情報を踏まえ、必要となる支援の内容を整理し、国に対して速やかに支援要請を行う。

また、県は、汚染物質に関する情報を、県保健福祉事務所、県衛生研究所及び医療機関等と共有するとともに、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者のトラウマ等による心のケアの問題に対応するよう努める。

(4) 汚染原因に応じた対応

ア 県は、汚染原因に応じて、国との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

(ア)核攻撃等の場合

県は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部に対して、直ちに汚染の範囲特定に資する被災情報を報告する。

また、県は、措置に当たる要員に防護服を着用させる等の安全を図るための措置を講じた上で、被ばく線量の管理を行いつつ、必要な措置を講ずる。

(イ)生物剤による攻撃の場合

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させる等の安全を図るための措置を講じた上で、汚染の原因物質を特定する。また、その要員にワクチン接種を行うなど所要の防護措置を講じた上で、感染症法の枠組みに従い患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源の特定を行う。

県保健福祉事務所においては、関係機関と連携して消毒等の措置を講ずる。

(ウ)化学剤による攻撃の場合

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させる等の安全を図るための措置を講じた上で、適宜検知を実施する。また、県は、関係機関が行う汚染範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

イ 県は、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国と連携し、汚染され、又は汚染された疑いがある食料品の流通や摂取が行われることがないように、農業関係団体、流通事業者等に情報提供等を行うとともに、県民に注意を呼びかける。

ウ 知事は、生活の用に供する水がNBC攻撃により汚染され、又は汚染された疑いがある場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。

(5) 汚染拡大防止措置

内閣総理大臣の要請を受けた知事又は当該知事の要請を受けた県警察本部長は、汚染の拡大を防止するため、特に必要と認めるときは、次の表に掲げる措置を講ずる。

対象物件等	措置
飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
死体	・移動の制限 ・移動の禁止
飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
場所	・交通の制限 ・交通の遮断

(6) 市町村におけるNBC攻撃による災害への対処

ア 市町村は、NBC攻撃による災害への対処については、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、対処の現場における初動的な応急措置として、退避の指示、警戒区域の設定等の措置を講ずるものとする。

イ 消防機関は、措置に当たる隊員の安全を図るための措置を講じた上で、可能な限り救助・救急活動、検知等を行うものとする。

ウ 保健所設置市は、生物剤による攻撃の場合、感染症法の枠組みに従い患者の移送を行うとともに、関係機関と連携して消毒等の措置を講ずるものとする。

## 第3 応急措置等

### 1 退避の指示

#### (1) 退避の指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、退避の指示を行う。この場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられる次のようなときは、屋内への退避を指示する。

- ・ NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が防護手段もなく移動するよりも、外気から接触が少ない屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ・ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報が無い場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

#### (2) 退避の指示に伴う措置

ア 県は、退避の指示を速やかに必要な地域の住民へ伝達する。また、退避の必要がなくなったときは、その旨を公示する。

イ 知事は、退避の指示をした場合は、退避を要する地域を管轄する市町村長その他関係機関に速やかに通知する。

ウ 当該通知を受けた県警察は、交通規制など必要な措置を講ずる。

エ 県は、退避の指示をした場合は、国の対策本部長に連絡する。

#### (3) 警察官による退避の指示

警察官は、市町村長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示を行う。

### 2 事前措置

(1) 知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備又は物件の所有者等に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備等の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 知事は、事前措置の指示を行った場合には、直ちに市町村長に通知する。

(3) 知事は、必要があるときは、警察署長及び海上保安部長等に対し、事前措置の指示を行うことを要請する。

### 3 警戒区域の設定

#### (1) 警戒区域の設定

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、被災情報等から判断し、緊急の必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

## (2) 警戒区域の設定方法

知事は、警戒区域の設定について、次の方法により行う。

- ア ロープ、標示板等で警戒区域を明示する。
- イ 住民に、警戒区域の設定について、広報、周知する。
- ウ 必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置をとる。

## (3) 警戒区域設定に伴う措置

- ア 知事は、警戒区域の設定をした場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。当該措置を講じたときは、直ちに市町村長に通知する。
- イ 県警察は、警戒区域が設定された場合、交通規制などの必要な措置を講ずる。

## (4) 警察官による警戒区域の設定等

- ア 警察官は、市町村長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域の設定を行う。
- イ 知事は、必要があると認めるときは、海上保安官に対し、海上における警戒区域の設定を要請する。

## 4 応急公用負担等

(1) 知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ・ 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用すること
- ・ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるもの（以下「工作物等」という。）の除去その他必要な措置

(2) 知事は、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管する。

(3) 知事は、工作物等を保管したときは、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者に対し当該工作物等を返還するため、所要の事項を公示する。

## 5 市町村における応急措置

市町村長は、武力攻撃災害が発生した場合等において、必要に応じて、退避の指示、事前措置、警戒区域の設定又は応急公用負担等の措置を講ずるものとする。

## 6 消防に関する措置等

(1) 消防に関する措置等

ア 消防機関との連携

県は、消防機関が武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、円滑に消火・救急・救助等の活動を行うことができるよう、消防機関と緊密な連携を図る。

イ 県警察による被災者の救助等

県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関と

の連携の下に救助活動を行う。大規模な被害の場合は、県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する広域緊急援助隊の派遣要求及び連絡等の措置を実施する。

(2) 消防等に関する指示

ア 市町村長に対する指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示する。この場合において、その対処に当たる職員の安全の確保に十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずる。

また、知事は、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置の指示を消防庁長官から受けたときは、武力攻撃災害の発生した市町村との連絡及び市町村相互間の連絡調整を図るほか、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対して指示を行う。

イ 消防庁長官に対する消防の応援等の要請

知事は、県内の消防力のみでは武力攻撃災害に対処できない場合、消防庁長官に緊急消防援助隊の派遣等の要請を行う。

ウ 消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けた場合の対応

知事は、消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けて必要な措置を講ずるときは、市町村長に対し、消防機関の隊員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示する。

## 第8章 被災情報の収集及び報告

### 1 被災情報の収集及び報告

- (1) 県は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集する。

特に、県警察は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を情報収集に当たらせるほか、ヘリコプターテレビ電送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して情報の収集を行う。
- (2) 県は、被災情報の収集に当たっては、市町村に対し、火災・災害等即報要領に基づき報告を求める。
- (3) 知事は、県が収集し、又は市町村及び指定地方公共機関から報告を受けた被災情報について、第一報については直ちに、その後は消防庁が指定する時刻に、火災・災害等即報要領に基づき消防庁に報告する。また、新たに重大な被害が発生した場合など、知事が必要と判断するときは、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、消防庁に報告する。
- (4) 県警察は、収集した情報を県対策本部に連絡するとともに、警察庁及び関東管区警察局に速やかに連絡する。

### 2 市町村及び指定地方公共機関における被災情報の報告等

市町村は、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集するよう努めるものとし、火災・災害等即報要領に基づき、被災情報の第一報を県に報告するものとする。その後は随時、県が消防庁に報告を行う方法に準じて、県に被災情報を報告するものとする。

指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集するよう努めるとともに、各機関が保有する情報通信手段により、当該被災情報を県に速やかに報告するものとする。

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

### 1 保健衛生の確保

県は、避難先地域における避難住民等についての状況を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を講ずる。

#### (1) 保健衛生対策

県は、避難住民等の健康維持及び地域の衛生状態を保持するため、保健医療関係者による巡回医療相談の実施や、健康相談窓口を設置するとともに、広域的な立場から市町村が実施する保健衛生措置を支援する。

なお、県は、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

#### (2) 防疫対策

県は、感染症患者が発生した場合には、感染症法の枠組みに従い、入院勧告や医療機関への移送を実施する。

また、県は、感染症等のまん延を防ぐため、感染症法の枠組みに従い、消毒その他の防疫対策を実施するとともに、市町村（保健所設置市を除く。）に対し消毒を指示する。

#### (3) 食品衛生確保対策

県は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、食品衛生関係団体と連携し、飲料水、食品等の衛生確保のための指導を行う。

#### (4) 栄養指導対策

県は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養士会等の関係団体と連携し、栄養管理、栄養相談及び指導を行う。

#### (5) 市町村における保健衛生の確保

市町村は、避難先地域において、必要な保健衛生の確保に努めるものとする。この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行うものとする。

### 2 廃棄物の処理

#### (1) 廃棄物処理対策

県は、神奈川県災害廃棄物等処理計画策定指針を参考とし、安全と環境に配慮して、迅速かつ効果的ながれき等の廃棄物の処理を行うため、次に掲げる措置を講ずる。

ア 県は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、市町村からの要請に基づき、各市町村及び関係団体に広域的な応援を要請し、必要な支援活動の調整を行う。

イ 県は、被害状況から判断して県内での広域的な応援による処理が困難と見込まれる場合は、他の都道府県に対し、応援を求める。

#### (2) 廃棄物処理の特例

ア 知事は、環境大臣が指定する特例地域において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対

して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合において、環境省と連携するとともに、関係市町村に対し情報提供を行う。

イ 知事は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示するほか、必要な指導を行う。

### (3) 市町村における廃棄物の処理

市町村は、廃棄物の処理を適切に行うとともに、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

## 3 文化財の保護

### (1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

県教育委員会は、県内に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。

また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、県教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。

### (2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

県教育委員会は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。

この場合において、県教育委員会は、その職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重する。

## 第10章 国民生活の安定に関する措置

### 1 生活関連物資等の価格安定

(1) 県は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を講ずる。

ア 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施する。

イ 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談窓口を設置する。

(2) 県は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ・ 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）に基づく物資の売渡しの指示及び命令等
- ・ 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）に基づく物資の標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表等
- ・ 物価統制令（昭和21年勅令第118号）に基づく統制額を超える契約等に対する例外許可等

### 2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

県教育委員会及び市町村教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、関係機関と連携し、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等のための措置を講ずる。

また、県は、被災した私立学校の児童生徒等に対しても同様の措置が講ぜられるよう、設置者に対して要請するとともに、必要な措置を講ずる。

なお、県教育委員会が講ずる措置は次のとおりである。

ア 応急教育の実施

県教育委員会は、被災時において学校教育の実施に万全を期するため、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

イ 被害状況の把握及び報告

県立学校は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童生徒及び施設設備の被害状況を把握し、県教育委員会に報告する。

ウ 教育施設の確保

県教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

- ・ 被害箇所及び危険箇所の応急修理
- ・ 公立学校の相互利用
- ・ 仮校舎の設置
- ・ 公共施設の利用

#### エ 教員の確保

県教育委員会は、被災により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、臨時参集や退職教員の活用等により教員を把握、確保する。

#### オ 学用品の確保のための調査

県教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について調査し、その結果、教科書等の学用品の確保が困難な市町村に対して、教科書等の学用品を給与するために、文部科学省及び県内図書取次店等への協力要請等必要な措置を講じる。

#### カ 授業料の減免等

県教育委員会は、被災によって授業料の減免等が必要と認められる者については、関係条例及び規則の定めるところにより、授業料の全部又は一部を免除する等の特別措置を講じる。

### (2) 公的徴収金の減免等

県は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県税に関する申告、申請及び請求等の書類の提出又は県税の納付若しくは納入に関する期限の延長並びに県税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

### (3) 就労状況の把握と雇用の確保

県は、神奈川労働局等の国の機関と連携し、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

また、県は、離職者をできるだけ発生させないため、雇用維持の要請、各種助成金制度等の活用促進、労働保険料の徴収の延期について国に要請する。

### (4) 生活再建資金の融資等

県は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金について、被災状況に応じた貸付の実施を検討するとともに、福祉、保健、医療、金融等総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に必要に応じた対応を実施する。

## 3 生活基盤等の確保

### (1) 県による生活基盤等の確保

ア 水道事業者である県は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

イ 河川管理施設、道路及び港湾の管理者である県は、河川管理施設、道路及び港湾を適切に管理する。

### (2) 市町村等による生活基盤等の確保

ア 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水事業者である市町村等は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるものとする。

イ 河川管理施設、道路及び港湾の管理者である市町村は、河川管理施設、道路及び港湾を適切に管理するものとする。

(3) 指定地方公共機関による生活基盤等の確保

ア ガス事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるものとする。

イ 運送事業に係る指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

ウ 神奈川県医師会、神奈川県歯科医師会及び神奈川県薬剤師会は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、医療を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

エ 道路の管理者である指定地方公共機関は、その国民保護業務計画に定めるところにより、道路を適切に管理するものとする。

## 第 1 1 章 交通規制

### 1 交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

### 2 交通規制の実施

県警察は、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。また、交通規制を実施している地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

なお、交通規制を行うに際しては、国の対策本部長により道路の利用指針が定められた場合は、その利用指針を踏まえ、適切に行う。

### 3 緊急通行車両の確認

緊急通行車両については、消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じ、知事又は県公安委員会が確認を行う。

### 4 交通規制等の周知徹底

県警察及び道路管理者である県は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

### 5 緊急交通路確保のための権限等

#### (1) 交通管制施設の活用

県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。

#### (2) 放置車両の撤去等

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

#### (3) 運転者等に対する措置命令

県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

#### (4) 障害物の除去

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関、自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

## 6 関係機関との連携

県警察は、交通規制に当たっては、関係機関との緊密な連携を確保する。

## 第 1 2 章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

### 1 赤十字標章等及び特殊標章等の意義

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）（以下「第一追加議定書」という。）において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為若しくは国民保護措置を実施する者若しくはその団体又はその団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

### 2 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

#### (1) 赤十字標章等

##### ア 標章

第一追加議定書第 8 条(1)に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。ただし、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も 1980 年以降使用していない。また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものである）



（白地に赤十字）

##### イ 信号

第一追加議定書第 8 条(m)に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報）

##### ウ 身分証明書

第一追加議定書第 18 条 3 に規定される身分証明書

##### エ 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段

#### (2) 特殊標章等

##### ア 特殊標章

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）



（オレンジ色地に青の正三角形）

イ 身分証明書

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書

ウ 識別対象

国民保護関係者、国民保護措置のために使用される場所等

### 3 赤十字標章等の交付及び管理

(1) 知事は、国が定めた赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドラインに基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、次の医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

- ・ 避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者
- ・ 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関又は医療関係者（上記に掲げる者の委託により医療に係る業務を行う者を含む。）

(2) 知事は、次の医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、あらかじめ定めた基準に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。

- ・ 医療機関である指定地方公共機関
- ・ 県内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

### 4 特殊標章等の交付及び管理

(1) 知事又は県警察本部長は、国が定めた赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドラインに基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ次の職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

ア 知事

- ・ 県の職員（県警察の職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 県警察本部長

- ・ 県警察の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 知事は、指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、あらかじめ定めた基準に基づき、特殊標章等の使用を許可する。

### 5 赤十字標章等及び特殊標章等についての啓発

県は、国、市町村、日本赤十字社その他関係機関と協力し、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発を行う。

## 6 市町村における特殊標章等の交付及び管理

市町村は、国が定めた赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドラインに基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、特殊標章等を交付及び使用させるものとする。